

秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月25日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

「公の施設」に係る指定管理者の候補者の選定及び施設管理の評価を行う附属機関を設けるとともに、企画提案型事業審査会が対象とする事業を拡大するため、改正するものであります。

秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表市長、教育委員会の部秦野市企画提案型事業審査会の項担任する事項の欄中「公共事業受託事業者」を「公共事業の受託事業者等」に改め、同表に次のように加える。

市長、教育委員会	秦野市指定管理者選定評価委員会	公の施設に係る指定管理者の候補者の選定及び施設管理の評価に関すること。	1施設ごとに10名以内
----------	-----------------	-------------------------------------	-------------

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 秦野市企画提案型事業審査会については、公共事業の受託事業者等の選定を要する事業ごとに、規則又は規程で具体的な附属機関の名称を定める。
- 2 秦野市指定管理者選定評価委員会については、指定管理者制度により管理しようとする施設ごとに、規則又は規程で具体的な附属機関の名称を定める。ただし、設置目的が同一の施設又は類似する施設については、同一の附属機関により選定及び評価を実施することができる。
- 3 秦野市指定管理者選定評価委員会の担任事項は、別に条例で定めるところにより、他の附属機関においてこれを担任することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第64号を削り、第65号を第64号とし、第66号から第74号までを1号ずつ繰り上げ、第75号を削り、第76号を第74号とし、第77号から第79号までを2号ずつ繰り上げ、同号の次に次の1号を加える。

(78) 秦野市指定管理者選定評価委員会の委員

第1条中第80号を第79号とする。

第2条第1項本文中「前条第1号から第79号まで」を「前条第1号から第78号まで」に改め、同条第2項中「前条第80号」を「前条第79号」に改める。

別表第1 秦野市里山ふれあいセンター指定管理者選定委員会の委員の項及び名水はだの富士見の湯指定管理者選定委員会の委員の項を削り、同表に次のように加える。

秦野市指定管理者選定評価委員会の委員	同 7, 800円
--------------------	-----------

別表第2 区分の欄中「条例第1条第1号から第79号まで」を「条例第1条第1号から第78号まで」に、「条例第1条第80号」を「条例第1条第79号」に改める。

(秦野市老人いこいの家条例の一部改正)

3 秦野市老人いこいの家条例（昭和47年秦野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項を削る。

第13条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）」を「前条」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市高齢者保健福祉推進委員会（第17条において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

第14条第2項各号列記以外の部分中「事項」を「主な事項」に改め、同項第8号を削る。

第15条ただし書中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。

第20条を第21条とする。

第19条ただし書を削り、同条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条第1項中「前条」を「第16条」に改め、同条を第18条とし、第16条の次に次の1項を加える。

(管理に係る意見聴取)

第17条 市長は、老人いこいの家を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

(秦野市里山ふれあいセンター条例の一部改正)

4 秦野市里山ふれあいセンター条例（平成13年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項を削る。

第17条第1項各号列記以外の部分中「前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）」を「前条」に改め、同条第2項中「次条第1項に規定する秦野市里山ふれあいセンター指定管理者選定委員会」を「秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第21条において「委員会」という。）」に改める。

第18条を削る。

第19条第2項各号列記以外の部分中「事項」を「主な事項」に改め、同項第8号を削り、同条を第18条とする。

第20条ただし書中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第21条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

(管理に係る意見聴取)

第21条 市長は、里山ふれあいセンターを適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

第22条第1項中「前条」を「第20条」に改める。

第24条ただし書を削る。

(秦野市名水はだの富士見の湯条例の一部改正)

5 秦野市名水はだの富士見の湯条例（平成28年秦野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項後段中「次条第1項に規定する名水はだの富士見の湯指定管理者選定委員会」を「秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第22条において「委員会」という。）」に改める。

第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

(管理に係る意見聴取)

第22条 市長は、富士見の湯を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

第24条前段中「第22条」を「第21条」に改める。

議案第7号 秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項	委員の定数	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項	委員の定数
(略)				(略)			
市長、教育委員会	秦野市企画提案型事業審査会	企画提案型による <u>公共事業の受託事業者等の選定</u> に関する <u>こと</u> 。	1事業ごとに 10名以内	市長、教育委員会	秦野市企画提案型事業審査会	企画提案型による <u>公共事業受託事業者の選定</u> に関する <u>こと</u> 。	1事業ごとに 10名以内
(略)				(略)			
市長、教育委員会	秦野市指定管理者選定評価委員会	公の施設に係る <u>指定管理者の候補者の選定及び施設管理の評価</u> に関する <u>こと</u> 。	1施設ごとに 10名以内				
備考				備考 秦野市企画提案型事業審査会については、 <u>公共事業受託事業者の選定に係る事業ごとに、その附属機関の属する執行機関の規則又は規程で具体的な附属機関の名称を定めるものとする。</u>			
1 秦野市企画提案型事業審査会については、 <u>公共事業の受託事業者等の選定を要する事業ごとに、規則又は規程で具</u>							

体的な附属機関の名称を定める。

2 秦野市指定管理者選定評価委員会については、指定管理者制度により管理しようとする施設ごとに、規則又は規程で具体的な附属機関の名称を定める。ただし、設置目的が同一の施設又は類似する施設については、同一の附属機関により選定及び評価を実施することができる。

3 秦野市指定管理者選定評価委員会の担任事項は、別に条例で定めるところにより、他の附属機関においてこれを担任することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。
第1条中第64号を削り、第65号を第64号とし、第66号から第74号までを1号ずつ繰り上げ、第75号を削り、第76号を第74号とし、第77号から第79号までを2号ずつ

繰り上げ、同号の次に次の1号を加える。

(78) 秦野市指定管理者選定評価委員会の委員

第1条中第80号を第79号とする。

第2条第1項本文中「前条第1号から第79号まで」を「前条第1号から第78号まで」に改め、同条第2項中「前条第80号」を「前条第79号」に改める。

別表第1 秦野市里山ふれあいセンター指定管理者選定委員会の委員の項及び名水はだの富士見の湯指定管理者選定委員会の委員の項を削り、同表に次のように加える。

秦野市指定管理者選定評価委員会の委員	同 7, 800円
--------------------	-----------

別表第2 区分の欄中「条例第1条第1号から第79号まで」を「条例第1条第1号から第78号まで」に、「条例第1条第80号」を「条例第1条第79号」に改める。

(秦野市老人いこいの家条例の一部改正)

3 秦野市老人いこいの家条例（昭和47年秦野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項を削る。

第13条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）」を「前条」に

改め、同項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市高齢者保健福祉推進委員会（第17条において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

第14条第2項各号列記以外の部分中「事項」を「主な事項」に改め、同項第8号を削る。

第15条ただし書中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。

第20条を第21条とする。

第19条ただし書を削り、同条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条第1項中「前条」を「第16条」に改め、同条を第18条とし、第16条の次に次の1項を加える。

（管理に係る意見聴取）

第17条 市長は、老人いこいの家を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

（秦野市里山ふれあいセンター条例の一部改正）

4 秦野市里山ふれあいセンター条例（平成13年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項を削る。

第17条第1項各号列記以外の部分中「前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）」を「前条」に改め、同条第2項中「次条第1項に規定する秦野市里山ふれあいセンター指定管理者選定委員会」を「秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第21条において「委員会」という。）」に改める。

第18条を削る。

第19条第2項各号列記以外の部分中「事項」を「主な事項」に改め、同項第8号を削り、同条を第18条とする。

第20条ただし書中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第21条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（管理に係る意見聴取）

第21条 市長は、里山ふれあいセンターを適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

第22条第1項中「前条」を「第20条」に改める。

第24条ただし書を削る。

（秦野市名水はだの富士見の湯条例の一部改正）

5 秦野市名水はだの富士見の湯条例（平成28年秦野市条例第

32号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項後段中「次条第1項に規定する名水はだの富士見の湯指定管理者選定委員会」を「秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和33年秦野市条例第6号)第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会(第22条において「委員会」という。)」に改める。

第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

(管理に係る意見聴取)

第22条 市長は、富士見の湯を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

第24条前段中「第22条」を「第21条」に改める。